

その工事、
ちょっと待った！

その土地の埋蔵文化財の 確認はお済みですか？？

土木工事等の事業で土地を掘削・盛土する場合には、
事前に埋蔵文化財の有無の確認・調査が必要です！



事業予定地の場所・範囲が分かる地図をご準備
の上、出雲市文化財課（出雲弥生の森博物館内）
に**直接お越し**いただいで**確認**する、または
FAX にてお問い合わせください。

（＊埋蔵文化財包蔵地の範囲は随時更新されるため、毎回最新の情報を確認する必要があります）



出雲市 市民文化部 文化財課（出雲弥生の森博物館内）

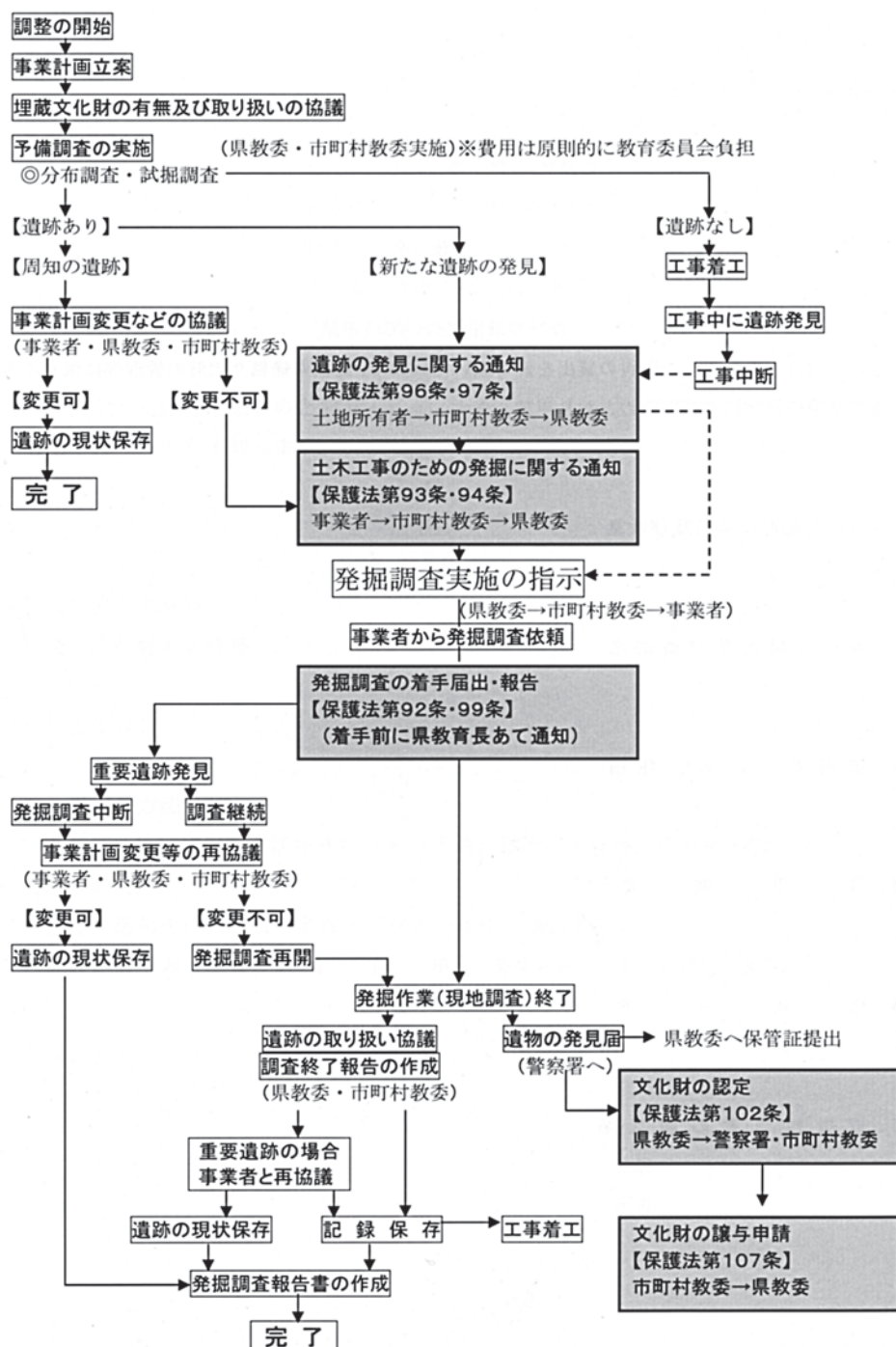
住所：〒693-0011 出雲市大津町2760

TEL：0853-21-6618 FAX：0853-21-6617

参考資料 1 : 文化財保護法に基づく届出

土木工事等によって、埋蔵文化財を包蔵する土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）の掘削や盛土をしようとする場合には、**工事に着手しようとする日の「60 日前」までに文化庁に届け出なければなりません（文化財保護法第 93 条に基づく）。**そのため事業を始める前には、対象地における埋蔵文化財の有無を予め確認する必要があります。

参考資料 2 : 埋蔵文化財の手続きの流れ



(埋蔵文化財発掘調査等にかかる島根県基準集より一部抜粋)